開成町建物等における物品の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例（案）に対するパブリックコメントの結果について

開成町建物等における物品の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例（案）に対するパブリックコメントについて、皆様からいただいた意見に対する町の考え方を公表いたします。

貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

意見募集期間：令和 8 年 10 月 1 日(木)～ 10 月 30 日（金）

人数及び意見数：3 名（8 件）

NO.	町民の皆様からのご意見	ご意見に対する町の考え方
1	「経済的価値の有無」を問わない運用を明記すべき。所有者が物品の経済的価値（売却可能であること等）を主張した場合であっても、第２条第１号に規定する「不良な状態（悪臭、害獣虫、火災、崩落リスク）」が生じている限りは、例外なく本条例の規制対象となる旨を解釈指針や規則で明確に定めてほしい。	条例案第２条第２号において、「堆積物」の定義をしております。この「堆積物」の解釈としては、廃棄物か有価物（経済的価値を有する場合を含む）か否かを問わず、およそ物品の堆積により不良な状態が生じ、周辺地域の生活環境が著しく損なわれている状況があれば本条例の適用対象となります。 また、「不良な状態」の解釈については、別に要綱を制定し、当該要綱に基づき個別具体的に判断していく予定です。
2	過料（罰則）及び氏名公表の厳格な運用を適用すべき。本人の強い反抗により支援が不可能な場合は、近隣住民の健康と安全を最優先し、躊躇なく「命令」「氏名公表」「罰則（過料）」へと移行し、最終的な「行政代執行」までを迅速に行う機動的な運用体制（新設される審査会の迅速な招集など）」を整備してほしい。	本条例の基本的な方針として、堆積者が自ら堆積物を除去することを原則としています。次に堆積者自らが堆積物を解消することが困難な場合は、地域社会を含めた福祉的な支援で解決できないか検討します。最後にこれらの対応で解決が困難な場合は、措置（調査、指導、勧告、命令、行政代執行）を検討するという流れとなっています。 本条例は、個人の財産権に対する制限が含まれることから、その運用にあっては、謙抑的でなければならないと考えています。 一方で、堆積物により周辺の生活環境が著しく損なわれている事案がある場合は、関係条例等に基づき適正かつ着実に当該事案解決に努めてまいりたいと考えております。 実際の運用場面において、「不良な状態」と認められる個別ケースがある場合は、可及的速やかに審査会の招集など事案解決に向けた体制整備を進めてまいります。 また、堆積者の「氏名公表」については、抑止力を期待して行うものと認識しておりますが、御指摘にあるような場合（「本人の強い反抗により支援が不可能な場合」）においては、①実行性の観点から疑問があること、②個人情報に関わるものであること、③「支援」を重視している本条例の基本的な性格と相容れないものと考えら

		れることから、現時点においては、条例に規定することは想定しておりません。
3	条例運用の流れの可視化について、個別事案への対応の流れを図式化した資料を整備することが望ましい。（状況確認、本人への説明・支援、本人による改善、指導、勧告、命令、行政代執行、解消後の再発防止） （※パブリックコメント提出者から提出された御意見の意味内容を損ねない範囲で簡略化している）	個別事案への対応の流れを図式化した処理フローなどについては、今後整理させていただきます。
4	近隣住民からの申出と個人の権利について、近隣住民等からの申出をもって直ちに指導、勧告等の措置を進むのではなく、町が事実関係を確認し、生活環境への影響等を把握したうえで、条例に定める手続に沿って段階的に判断することが必要である。 （※パブリックコメント提出者から提出された御意見の意味内容を損ねない範囲で簡略化している）	町としては、近隣住民の方からの申出のみをもって条例上の措置手続に移行することはございません。申出によりご提供いただいた情報については、町としてあらためて状況確認、事実確認等を行い、第三者機関である審議会委員の御意見等を賜りながら適正な手続で進めてまいります。
5	行政サービス等への支援を「状況確認の契機」とすることについて、条例による対応の入口を近隣住民からの相談や苦情だけに限定するのではなく、通常の行政活動（消防・防災活動、福祉・見守り活動等）を通じて行政自身が把握した場合であっても、条例による対応ができるようにすべき。行政は、条例による「措置」をするだけでなく「発見」の役割も担うべきである。 （※パブリックコメント提出者から提出された御意見の意味内容を損ねない範囲で簡略化している）	町としては、近隣住民の方からの相談や苦情のみをもって状況確認とするつもりはございません。御指摘にあるようにあらゆる行政活動を通じて状況把握に努めるとともに関係部署や外部関係機関等と連携して「発見」の役割も担ってまいります。
6	「不良な状態」の判断基準について、条例に規定されている悪臭、害獣虫、火災や崩落のおそれ等について、可能な範囲で具体的な判断例や運用上の目安を整理することが望ましい。 （※パブリックコメント提出者から提出された御意見の意味内容を損ねない範囲で簡略化している）	「不良な状態」の判断基準については、悪臭、害獣虫、火災、通行上の危険性等の項目を規定した要綱を制定し、個別ケースに対応してまいります。
7	居住者が死亡・退去した場合の取扱いについて、本条例案は、「町民が居住する建物等」を中心として制度設計されていますが、対応途中に居住者が死亡、転居、施設入所等によって当該建物からいなくなった場合の取扱いについても、あらかじめ整理する必要がある。 （※パブリックコメント提出者から提出された御意見の意味内容を損ねない範囲で簡略化している）	個別事案ごとの判断になると考えますが、前提として堆積者が建物等から不在となった場合であっても、それ以後も当該堆積者が堆積物を除去しうる状況にあるか否かで対応が異なります。 堆積物を除去しうる場合は、引き続き堆積物の原因者に除去を要求していきます。一方で、除去が困難な場合は、同居している世帯主や配偶者がいれば、その方たちに堆積物の除去を要求することになります。当然のことながら堆積者

		と同居していたとしても、ただちに堆積者になるわけではございませんが、これらの方も堆積物を放置することで堆積者に該当する可能性はあります。また、堆積者と建物等の所有者が異なる場合は、建物等の所有者に堆積物の除去を要求することになります。 　死亡の場合は、その相続人が被相続人（堆積者）の堆積者としての地位を承継するものではございませんが、相続人が被相続人の物の所有権を取得したにもかかわらず、堆積物の撤去を行わない場合は、支援や措置の対象となる可能性はあります。 　いずれにしましても、個別事案ごとに適切に判断し、適切に対応してまいります。
8	開成町建物等における物品の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例に賛同する。	条例案に趣旨に御理解いただき感謝申し上げます。町としては、多くの町民の方に条例案の趣旨に御理解、御協力をいただけるよう努めてまいります。